

各 位

平成28年 5月 13日

上場取引所 東

上 場 会 社 名 石 垣 食 品 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 垣 裕 義

(コード番号 2901)

問 合 せ 先 責 任 者 経 理 部 経 理 課 課 長 小 西 一 幸

電 話 番 号 03-3263-4444

### **監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更ならびに役員人事に関するお知らせ**

当社は、本日の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第59期定時株主総会での承認を条件とし、監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更を決議し、移行後の取締役候補者についても付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせ致します。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

経営の透明性、監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンスを強化し、機動的かつ迅速性のある企業運営や、企業価値の向上を図るために、平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により創設された監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

平成28年6月29日開催予定の第59期定時株主総会で、移行に必要な定款一部変更をご承認いただき、同定時株主総会終結の時を以って移行する予定であります。

#### 2. 定款一部変更について

##### (1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所定の変更を行う物であります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

##### (3) 変更の日程

取締役会決議	平成28年5月13日
株主総会決議	平成28年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事について

(1)取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者

代表取締役社長 石垣 裕義 (再任)  
取締役 原 久 (再任)  
取締役 杉浦 友昭 (再任)

(2)監査等委員である取締役候補者

取締役 監査等委員 (常勤) 片平 亮太 (現監査役・常勤)  
取締役 監査等委員 (社外) 渡邊 洋次 (現監査役・社外)  
取締役 監査等委員 (社外) 齋藤 茂樹 (新任)

(3)補欠の取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者

補欠取締役 石垣 靖子 (現 補欠取締役)

(4)退任予定の監査役

監査役 (社外) 柳橋 恵美子  
(平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 59 期定時株主総会終結の時を以って退任の予定。)

(ご参考)新任取締役候補者の略歴

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
さい どう しげ き 齋 藤 茂 樹 (昭和36年8月1日生)	昭和60年4月 日本電信電話株式会社入社 平成9年7月 ネットスケープ・コミュニケーションズ ・コーポレーション ジャパン・ウェブシニアマネージャ就任 平成11年6月 株式会社デジタルガレージ 副社長就任 平成13年6月 エス・アイ・ピー株式会社 代表取締役就任 (現任) 平成16年4月 デジタルハリウッド大学 教授就任	なし

齋藤茂樹氏は、会社経営者として、また複数の会社における役員の経験者として、会社経営に精通しており、会社経営に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、監査役、取締役会および監査役会 (取締役および監査役の員数)</p> <p>第18条 当社の<u>取締役は10名以内、監査役は10名以内とする。</u>  (新 設)</p> <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役および<u>監査役</u>は、株主総会において選任する。  2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、<u>監査役の任期は選任後4年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 (条文省略) 3 任期の満了前に退任した<u>監査役</u>の補欠として選任された<u>監査役</u>の任期は、退任した<u>監査役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条 (条文省略) (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略) 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第6条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く</u>)は10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u>  2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である者を除く</u>)の任期は選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、<u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 (現行どおり) 3 任期の満了前に退任した<u>監査等委員である取締役</u>の補欠として選任された<u>監査等委員である取締役</u>の任期は、退任した<u>監査等委員である取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条 (現行どおり) (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり) 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第23条～第24条 (条文省略) (代表取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第26条 (条文省略) (常勤の監査役)</p> <p>第27条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会規程)</p> <p>第29条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第30条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の執務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれこれを区分して株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (新 設) (新 設)</p>	<p>第23条～第24条 (現行どおり) (代表取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員である者を除く)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第26条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第27条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。 (報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の執務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の権限)</p> <p>第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第37条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第38条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(<u>取締役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第1条 <u>当社は、平成28年6月開催の第59期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第2条 <u>当社は、平成28年6月開催の第59期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、平成28年6月開催の第59期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。</u></p>